|  |
| --- |
| **在宅重度身体障害者の施設利用入浴サービス** |

家庭において入浴することが困難な重度身体障害者に対して、施設の特殊浴槽を利用した入浴サービスを行います。原則として週２回とします。

●対象者

浜松市に住所を有し、身体障害者手帳を持っている１８歳以上の人（肢体不自由２級以上に限る）で次の各号に該当する人。

ただし、１８歳未満であっても成人と同様の体格であって入浴が困難な人は対象とします。

（１）家庭の入浴設備にて入浴困難な人

（２）医師が入浴を可能と認めた人

（３）介護保険に該当しない人

●費用の負担

世帯の所得税または市民税の課税状況により、自己負担がかかります。

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

●実施する施設

・障害者支援施設

・聖隷厚生園信生寮　北区細江町中川７２２０番地の１　**☎４３７－４５１１**

・厚生寮　　　　　　浜北区於呂４２０１番地の１２　　**☎５８３－１１２７**

・特別養護老人ホーム

・西島寮　　　　　　南区西島町１０１番地　　　　　　**☎４２５－２０００**

・さぎの宮寮　　　　東区小池町３８番地の１　　　　　**☎４３４－５７１０**

・和合愛光園　　　　中区和合町５５５番地　　　　　　**☎４７８－０８００**

・きじの里　　　　　浜北区染地台五丁目４番３号　　　**☎５８５－３３３３**

|  |
| --- |
| **身体障害者配食サービス** |

社会福祉施設等の調理機能を活用し、自宅への食事の配達を行い、食生活の改善を行うとともに利用者の安否の確認を行います。

週３回を限度とし、費用の一部（３００円）を市が負担します。

自己負担は、１食あたりの金額から市の負担を減額した額となります。

●対象者 ※申請時点で６５歳未満の人

浜松市に住所を有し、身体障害者手帳（視覚障害、肢体不自由、腎臓機能障害の１級又は２級に　　限る）を持っている人で単身世帯（市民税非課税世帯）の人

●手続きに必要なもの

身体障害者手帳をお持ちのうえ、窓口までお越しください。

（転入された人については世帯の市民税課税状況のわかるものが必要となります。）

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）

|  |
| --- |
| **重度障害者（児）紙おむつ購入費の助成** |

在宅の重度障害者（児）の紙おむつ購入費を、一人あたり３万円（一年度一回）を限度とし、下記の助成額表のとおり助成します。

●申請月と助成額

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 30,000円 | | 25,000円 | | 20,000円 | | 15,000円 | | 10,000円 | | 5,000円 | |

●対象者

２歳以上の在宅の重度障害者（児）で、常時紙おむつを必要とする人のうち、次のいずれかに該当する人

（１）身体障害者手帳１級又は２級を所持している人

（２）療育手帳Ａを所持している人

（３）特別児童扶養手当１級受給資格者のうち、所得制限による支給停止者に監護されている児童

ただし、次のいずれかに該当する人は除きます。

・前年度の介護者慰労金受給者に介護されている人、及び施設やグループホームに入所している人

・日常生活用具のうち排泄管理支援用具の助成を受けることのできる人

・他制度の紙おむつなどの支給を受けている人

　※身体障害者手帳１・２級・療育手帳Ａを持っていても、特別児童扶養手当１級の支給を受けているときは、助成の対象にはなりません。

　※日常生活用具の排泄管理支援用具の助成を受けられる場合は、その助成を優先してお受けください。

●手続きに必要なもの

身体障害者手帳、療育手帳、印鑑（朱肉を使うもの（スタンプ印不可））をお持ちのうえ、窓口までお越しください。

●窓口

各区役所社会福祉課（裏表紙に記載）